



奈良県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金  
借用証書

年 月 日

社会福祉法人奈良県社会福祉協議会 会長 殿

児童養護施設等 名称					
借 受 人	貸付番号		生年月日	年 月 日	歳
	フリガナ				
	氏名	(印)			
	住所	〒			
	電話	自宅		携帯	

私は、次のとおり貸し付けを受けます。この資金は奈良県児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業実施要綱の規定に従い返還いたします。

貸付期 間及び 金額	家賃	令和 年 月 ~ 令和 年 月	月額
	生活費	令和 年 月 ~ 令和 年 月	月額
	資格取得費	令和 年 月	

貸付利子 無利子

私は、借受人に上記の通り履行させるとともに、万一借受人が履行しない場合は、その債務を負担いたします。

連帯保証人 住 所 〒

借受人との関係

氏 名 (印)

法定代理人 住 所

借受人との関係

氏 名 (印)

法定代理人 住 所

借受人との関係

氏 名 (印)

## 【留意事項】

### （届出・報告義務）

次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに届け出なければならない。

- (1) 改姓又は転居したとき
- (2) 修学状況の報告を求められたとき
- (3) 休学、停学、留年、復学又は退学したとき
- (4) 卒業したとき
- (5) 就職、退職又は転職したとき
- (6) 就業状況の報告を求められたとき
- (7) 休職又は停職の処分を受けたとき
- (8) 死亡したとき

### （貸付の停止）

真にやむを得ない事情による場合を除き、借受人が大学等を休学、停学若しくは留年又は休職若しくは停職の処分を受けたときは、貸付を停止する。

### （貸付契約の解除）

借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付契約を解除する。

- (1) 大学等を退学したとき
- (2) 就業を継続する意思がなくなったとき
- (3) 貸付契約の解除を申し出たとき
- (4) 死亡したとき
- (5) 貸付金を目的以外に使用したとき
- (6) 貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

### （返還）

1 借受人が次の各号のいずれかに該当するときは（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）、当該各号の事由が生じた日の属する月の翌月から下表に定める期間内に貸付金を返還しなければならない。

- (1) 貸付契約が解除されたとき
- (2) 大学等又は高等学校を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき
- (3) 資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

貸付の種類	返還期間
生活支援費	20年（240回）以内
家賃支援費	
資格取得支援費	2年（24回）以内

2 貸付金の返還を怠ったときは、履行期限の到来していない返還の債務の全部又は一部につき一時返還しなければならないときがある。

### （延滞利子）

貸付金を返還期限までに返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3%の割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。

### （管轄裁判所）

本会と債務者との間で調停又は訴訟の必要が生じた場合は、本会の所在地を管轄する裁判所を合意裁判所とする。

貸付番号	
借受人氏名	
連帯保証人	
連帯保証人	
法定代理人	
法定代理人	